

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇選挙管理委員会告示

県議会議員日野郡選挙区補欠選挙の期日

右選挙の選挙長及び選挙長職務代理者

右選挙の投票用紙の様式等

右選挙の選挙運動に関する支出金額の制限等

◇日野郡選挙区選挙選挙長告示

選挙会の場所及び日時

選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじを行う場所及び日時

選挙管理委員会告示

◇鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第二項の規定に基づき選挙すべき鳥取県議会議員日野郡選挙区

補欠選挙を同法第百十九条第一項の規定により昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙と同時に進行。
なお選挙すべき議員の数は一人である。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県議会議員日野郡選挙区補欠選挙の選挙長及び選挙長の職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

職 名 住 所 氏 名

選挙長 鳥取市大柄二〇〇番地 窪田 国藏

選挙長職務代理者 米子市久米町三九番地 平岩 照耳

二 選挙長の執務場所

米子市東町九七番地 西部地方事務所内

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙と同時選挙を行う鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙の投票用紙の様式及び仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 投票用紙様式

○ 注 意

- 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。

いん 員 氏 名	き 議 候 補 者
こう ほ し や し め い の 氏 名	こう ほ し や し め い の 氏 名

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

備考 赤色印刷とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙と同時選挙を行う鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

候補者一人につき 八三、八〇〇円

日野郡選挙区選挙選挙長告示

日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙選挙長

窪 田 国 藏

- 一 場所 米子市東町 西部地方事務所
- 二 日時 昭和二十九年十二月七日午後一時

日野郡選挙区選挙長告示第二号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙において選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十九年十一月十四日

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙選挙長

窪 田 国 藏

- 一 くじを行う場所 米子市東町 西部地方事務所
- 二 くじを行う日時 昭和二十九年十二月二日午前十一時

